

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令
規制の名称	特定物質の追加指定
規制の区分	新設(改正(拡充)緩和)、廃止
担当部局	経済産業省・化学兵器・麻薬原料等規制対策室
評価実施時期	令和2年4月
簡素化した規制の事前評価の該当	①簡素化した規制の事前評価の該当要件:iii
規制の目的、内容及び必要性	<p>②規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)</p> <p>今般、新たに規制対象とする物質は、いわゆるノビチョク類として、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(以下「化学兵器禁止条約」という。)において、産業利用目的での見込みがほとんど見込まれない物質として、その生産、取得、保有、移譲及び使用を原則禁止としている物質(表1剤)として追加されたもの。</p> <p>そのため、これらの物質を規制しない場合、条約の適確な実施を確保できなくなるほか、許可なく製造、使用等がなされ、人の健康に不可逆な悪影響を与える可能性等がある。</p> <p>③課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)</p> <p>前記の通り、化学兵器禁止条約において、産業利用目的での見込みがほとんど見込まれない物質として、その生産、取得、保有、移譲及び使用を原則禁止としている物質(表1剤)として追加されたことから、その義務を誠実に履行する必要がある。そのためには、化学兵器禁止条約の国内担保法令により、他の条約上の表1剤と同様、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(以下、「施行令」という。)による規制(特定物質への指定)以外は考えられない。</p> <p>なお、施行令による規制をした場合の影響を調査するため、本条約の改正前に業界団体等を通じ、国内企業等における当該物質の製造・使用状況等について照会を実施したところ、産業界での利用実績は認められないとの回答を得ている。</p>
直接的な費用の把握	<p>費用の要素</p> <p>(遵守費用) ④「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)</p> <p>今回新たに「特定物質」として規制対象とする物質は平和目的で使用されることがほとんどない化学物質であることから、国内事業者における使用実績は確認されておらず、今後も限られた研究機関での研究用途が想定されるにとどまるため、一般国民や一般企業において追加の遵守費用は発生しないと考えられる。</p> <p>(行政費用) 特定物質に指定されると、製造、使用、輸出入をする場合には許可が必要となり、許可手続のための行政費用が発生しうる。しかし、上述のとおり現時点では当該物質を扱う事業者は確認されておらず、今後も限られた研究機関での研究が想定されるにとどまるため、行政費用についてもほとんど発生しないと考えられる。</p> <p>⑤規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 規制対象拡大のため該当せず。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	⑥当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要 現在国内での産業利用実績はなく、今後も限られた研究機関における研究用途のみが想定されるため、今般の規制による重要な効果の喪失等はないと考えられる。
その他の関連事項	⑦評価の活用状況等の明記 今回規制対象とする物質については、条約改正前の検討段階において、業界団体を通じた国内企業への照会を実施し、産業界での利用実績は認められないとの回答を得ている。 また、令和元年度第1回化学物質審議会 産業構造審議会製造産業分科会(令和2年1月31日)においても、説明を実施した。 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/kagaku_bushhitsu/007.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/kagaku_bushhitsu/007.html</a>
事後評価の実施時期等	⑧事後評価の実施時期の明記 当該規制については、3年後を目処に事後評価を実施する。  ⑨事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 法令では特定物質の製造および使用許可者に実績報告書の提出を求めているところ、3年分の製造および使用実績報告を整理し、国内における製造および使用の実態、規制の影響、行政費用等を確認する。
備考	